

2026 年 8 月 17 日

連絡先：

金杜法律事務所

特許部 パートナー弁理士 馬 立栄（日本語可、スマート製造・意匠及び電気分野担当）

北京市朝陽区東三環中路 1 号環球金融中心弁公楼 18 階

malirong@cn.kingandwood.com

D: +86 10 5878 5120 | M: +86 13641661068（中国） | M: +81 80 5912 5678（日本）

政策・ニュース

国务院新聞弁公室が「第 15 次 5 か年計画の好スタート」テーマの記者会見を開催し、同期間中の知的財産権の保護・活用状況を紹介

2026 年 7 月 29 日、国务院新聞弁公室は「第 15 次 5 か年計画の好スタート」シリーズテーマ記者会見を開催し、『知的財産権保護・活用「第 15 次 5 か年計画」国家計画』（以下、「『計画』」[参照リンクはこちら](#)）および同期間中の知的財産権の保護と活用に関する状況を紹介した。主な内容は以下の通りである。

1) 発展目標の明確化

『計画』は、2035 年までに中国の特色を備えた世界水準の知的財産権強国をほぼ完成させるという戦略目標を見据え、「第 15 次 5 か年計画」期における知財取り組みのタイムテーブル、タスクリスト、ロードマップを策定した。また、2026 年上半期には、中国の知財事業は順調なスタートを切り、発明特許の査定（授与）件数は 45.3 万件、商標登録の認可件数は 205.5 万件に達した。6 月末時点で、中国の高価値発明特許の保有量は 236 万件に達し、人口 1 万人あたりの高価値発明特許保有量は 16.8 件となった。

2) 高品質発展重視の方向性

『計画』は引き続き「人口 1 万人あたりの高価値発明特許保有量」を国家経済社会発展の主要指標に指定し、「第 15 次 5 か年計画」期における同指標を 22 件超（「第 14 次 5 か年計画」末より 6 件以上増）に設定した。同時に指標の内実を最適化し、経済発展への貢献度を直接反映する関連指標をより科学的かつ合理的に設定することで、イノベーション資源の重点分野および重点主体への集積を誘導し、より多くの象徴的・独創的・破壊的なイノベーション成果の創出を後押しする。

3) 技術イノベーション需要への対応強化

一方では、生成 AI の特許性、出願主体、保護対象などの理論的・実践的課題の研究を深め、AI 関連の発明特許出願ガイドラインを適時に改定するとともに、「AI+」人

型知能（エムバディド AI）、ブレイン・マシン・インタフェース（BMI）など新興産業・未来産業の特許審査基準を継続的に整備する。他方では、AI 補助による特許・商標審査システムを継続的に最適化・アップグレードし、審査、保護、活用、サービス、管理、セキュリティなど各分野での AI 活用シーンを拡大するとともに、AI 分野の知財国際ルール、技術標準、ガバナンス体系の構築に深く関与する。

4) 審査・保護体系の最適化

「第 15 次 5 か年計画」期において、中国はオンデマンド審査をより力強く実施し、優先審査、迅速審査、遅延審査など、迅速性と慎重性を組み合わせた審査モードを総合的に運用して、特許審査・査定品質を厳格に管理し、世界一流の審査機関の建設を目指す。また、国家級知財保護センターおよび迅速権利救済センターの高品質な建設を進め、迅速かつ協同的な保護ネットワークを整備することで、地域の新たな質の生産力の育成および重点産業のイノベーション・アップグレードを支援する。

国家知識産権局が新たに改正された『特許優先審査管理弁法』を公布、2026 年 9 月 1 日より施行

2026 年 7 月 30 日、国家知識産権局は改正後の『特許優先審査管理弁法』（以下、「新『弁法』」。[参照リンクはこちら](#)）を公布した。新『弁法』は 2026 年 9 月 1 日より施行される。主な改正内容は、以下の通りである。

1) 適用条件の調整と国家ニーズの強調

新『弁法』は新興産業および未来産業分野の高品質な出願への支援をさらに強化した。重要なイノベーション価値と実用化・運用見込みのある特許出願・再審事件のうち、新興産業・未来産業や重要な核心技術の研究開発に関するもの、省級または区を持つ市級の人民政府が重点的に推奨する産業に関するもの、出願人または再審請求人がすでに産業化・実施を行っているもしくはその準備を整えているもの、同一主題について初めて中国で特許出願した後に他国・地域へ実体審査請求を行ったもの、および国家利益や公共利益に重大な意義を持つものについて、優先審査を請求できることが明確化された。

2) 優先審査適用範囲の整備

実体審査段階にあり、かつ最初の処分（OA）が出されていない発明特許出願や、実用新案・意匠特許出願、ならびに再審事件および無効宣告事件について優先審査を請求できることが明確化された。特許侵害紛争に関して当事者が地方知識産権局に処理を請求し、または人民法院に提訴した場合、重大な特許侵害紛争について国家知識産権局に行政裁決または調停を請求した場合、医薬品特許紛争早期解決メカニズムに関する行政裁決または特許オープンライセンス紛争の調停を請求した場合、特許実施許諾契約紛争に関する仲裁に係る場合、ならびに国家利益または公共利益にとって重大な意義を有する無効宣告案件についても、優先審査を請求できる。関係する地方知識産権局、人民法院および仲裁機関も、係争特許の無効宣告案件について優先審査を請求できる。

3) 全プロセス管理体系の整備と品質重視の強化

中央と地方の協同を強化して優先審査の推薦業務をさらに規範化し、省級知財局に対して請求主体への管理と的確なサービスの強化を誘導する。特許優先審査数量の分配・管理原則を明確にし、インセンティブ・制約メカニズムを強化する。受理、審理、審査などの各プロセスの業務を規範化し、優先審査事件の技術イノベーションと実用化・運用価値を強調するとともに、特許代理機関のサービス保障を強化し、誠実信用原則に違反する行為に対して相応の罰則を適用する。また、入口での管理（厳格な受付基準）を徹底し、分割出願の元出願がすでに早期審査を認められている場合、同日に同一の発明創造について発明特許と実用新案特許の双方を出願している場合、すでに優先審査その他の形式で早期審査を受けている場合などは、原則として優先審査を認めないこととした。

4) 手続き・基準の最適化とユーザー体験の向上

二人以上の出願人、再審請求人、または特許権者が優先審査を請求する場合は全員の同意が必要であることを明確にし、先行技術または先行デザイン資料の提出要件を整備するとともに、優先審査サービスには追加費用を徴収しないことを明確にした。審査処理の期限が明確化され、発明特許出願は45日以内に最初の処分を行い1年以内に結審すること、実用新案および意匠特許出願は2か月以内に結審すること、再審事件は7か月以内に結審すること、無効宣告事件は4～5か月以内に結審することと規定された。同時に、出願人が応答期限を過ぎた場合、応答期限の延長を請求した場合、虚偽の資料を提出した場合、その他誠実信用原則に違反する行為があった場合は、優先審査手続きを終了し通常手続きとして処理できることも明記された。

判例

 **最高裁：合法的に購入した特許製品の商標を付け替えて再販売する行為は、特許権侵害に該当しない**

事件概要

【事件概要】

最高人民法院（以下、「最高裁」）は、フィ某有限公司（以下、「フィ社」）が華某有限公司（以下、「華社」）を相手取って起こした発明特許権侵害紛争事件を審理し、終審判決を下した。

対象特許は「新型コロナウイルスに対する抗体、新型コロナウイルス検出試薬および試薬キット」という名称の発明特許（以下、「対象特許」）であり、フィ社は対象特許の独占的实施権者である。華社は第三者を通じてフィ社から「M9062 型 2019-CoVNPantibody」製品（以下、「被訴侵害製品」）を購入した後、これを華社の商標に変更して再命名し、外部へ再販売した。フィ社は、華社の行為が許諾を得ずに生

産・経営を目的として特許製品を製造、販売、販売の申出をしたものであり、対象特許権を侵害したとして提訴した。

最高裁の二審（控訴審）では、華社による対象試薬の販売・販売の申出行為がフィ社の特許権を侵害したか否かが本件の争点となった。

華社は、被訴侵害試薬の実際の製造を行っておらず（実際の製造者はフィ社）、本件には「特許権の消尽の原則」が適用されると主張した。これに対しフィ社は、華社が特許法上の「製造」行為を実施しており、かつ自らが被疑侵害製品の製造者である旨の意思表示を外部へ繰り返し行っていたため製造者責任を負うべきであり、華社が主張する権利消尽は当該製造行為には適用されないと主張した。

最高裁は、華社による被訴侵害製品の販売・販売の申出行為は特許法に規定する「製造」行為には該当せず、華社の特許権消尽の抗弁が成立すると判断した。理由は、以下の通りである。

- 1 合法的に販売された特許製品に対して、被訴侵害者がラベルの貼り直し、再販売、自社開発製品としての外部アピール等を行ったという事実のみをもって、これを特許法第 11 条に規定する「製造」行為であり特許権侵害であると認定すべきではない。
- 2 本件の被疑侵害製品はいずれもフィ社に由来するものであり、証拠上、華社が販売した数量は購入数量を超えていない。
- 3 華社が被訴侵害製品を取得した経路は適法であり相応の対価を支払っており、フィ社は正規の販売ルートを通じた初回の販売により合理的な報酬を得ている。
- 4 華社の行為は「再販売（転売）」行為であり、「製造」行為ではない。華社は包装に自社の商標を表示しているものの、対象特許の技術方案は華社がフィ社の特許製品を取得した時点で既に当該製品中に具現化されており、華社の行為によって対象特許の技術方案が再実施・再現されたわけではない。したがって、華社の行為は再販売を構成するにとどまり、特許法第 75 条第 1 号の「特許権侵害とみなされない」ケースに合致し、「製造」行為には該当しない。なお、華社による商標変更や自社開発とのアピール行為が商標権その他の民事上の利益を侵害するか否かについては、本件の特許侵害紛争の審理範囲外であり、当事者が別途主張することが可能である。

最終的に、最高裁二審は一審判決を取り消し、フィ社の請求をすべて棄却した。

二審事件番号：（2024）最高法知民終 1193 号。 [判決文のリンク先はこちら](#)。

典型的意義

本件は、特許法第 11 条に定める「製造」行為の認定基準の境界を明確にした。合法的に購入した特許製品について、被疑侵害者がラベル貼り、商標変更、自社製品と

しての宣伝を行った場合であっても、対象技術案を新たに実施・再現していない限り、原則として「製造」行為とは認定されない。また、商標変更や宣伝行為に関して、商標権侵害その他の民事責任が問われるか否かについては、関係法令の規定に基づき別途判断されるべきである。